

特別警報・警報(暴風)・レベル4危険警報以上・警戒レベル4以上発表時の対応

気象台から尾張西部のいずれかの市町村に「特別警報」、「警報(暴風)」、「レベル4危険警報以上」が発表された場合、もしくは市町村が「警戒レベル4以上」の避難情報を発表した場合の授業については、下記のとおりとする。

(尾張西部以外に居住している生徒は、自宅地域に特別警報、警報(暴風)、レベル4危険警報以上、警戒レベル4以上が発表された場合は、自宅にいる場合は自宅待機とする。)

(1) 「警報(暴風)」が発表された場合

- ア 午前6時40分までに暴風警報(以下警報)が解除された場合は平常どおりの授業を行う。
- イ 午前6時40分を過ぎてから午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから当日の授業を行う。
- ウ 午前11時を過ぎてから警報が解除されるか又は引き続き解除されない場合は、当日の授業は行わない。
- エ 暴風警報が解除されていても、通学路の冠水・河川の増水等により登校することが危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、学校に連絡のうえ自宅待機とする。

(2) 「特別警報」「レベル4危険警報以上」「警戒レベル4以上」が発表されている場合

- ア 当日の授業は警報等の解除の有無に関わらず行わない。生徒は終日登校してはいけない。
- イ 解除後の授業開始日と開始時間は、学校メールやホームページで連絡をする。

(3) 登校後に「特別警報」「警報(暴風)」「レベル4危険警報以上」「警戒レベル4以上」が発表された場合

ア 即刻授業は中止とし、安全確保に努める。

イ 校内外の状況を判断し、校内に留まり、保護者等との連絡が取れるのを待つ。

(1) 「特別警報」時は原則校内で待機する。

(2) 保護者等の迎えで帰宅する生徒は、保護者等が到着次第帰宅する。

(3) 災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況から帰宅困難と認められる場合（保護者等が迎えに来られない場合を含む）は、引き続き校内に留まり、安全確保に努める。その後、保護者等との連絡が取れ次第、帰宅等適切な行動を取る。

愛知県			市町村発表区名
	西部	尾張東部	名古屋市・瀬戸市・春日井市・犬山市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・東郷町・長久手市
		尾張西部	一宮市・津島市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・清須市・北名古屋市・弥富市・あま市・豊山町・大口町・扶桑町・大治町・蟹江町・飛島村
		知多地域	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
		西三河南部	岡崎市・碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・幸田町
		西三河北西部	豊田市西部・みよし市
	東部	西三河北東部	豊田市東部
		東三河北部	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
		東三河南部	豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市